

新座市長立候補予定の方への男女共同参画政策に関する公開質問状

お名前

並木 珠

* () 内のいずれかに○をつけ、□の中は自由にお書きください。

1. 男女共同参画政策に関する選挙公約・マニフェストについて
マニフェストに男女共同参画政策が入っていますか？ (はい いいえ その他)

入っていましたら、男女共同参画政策に関するマニフェストをお聞かせください。

別添のとおり

新座市長立候補予定の方への男女共同参画政策に関する公開質問状 回 答

1 男女共同参画政策に関する選挙公約・マニフェストについて ⇒ はい

今回の市長選挙に当たり、進めていく政策を8つの柱とし、その一つとして「ダイバーシティ、SDGsの取組を進めるインクルーシブなまちづくり」を掲げました。

具体的には、誰もがお互いの個性を尊重し、一人一人が自分らしく誇りをもって生活できる政策を進めていくことをお約束し、「男女共同参画社会の推進」も明記させていただいております。

2 新座市の男女共同参画行政について ⇒ はい

本市では、平成12年に埼玉県下で初めてとなる「新座市男女共同参画推進条例」を制定し、また、平成13年11月には男女共同参画都市を宣言し、これまでも積極的に男女共同参画のまちづくりを進めてまいりました。

今後も引き続き、新座市男女共同参画推進条例に規定する「すべて人は平等な存在であり、男性と女性は、対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない」との理念にのっとり、男女共同参画行政を推進してまいります。

3 女性の登用について

・ポジティブアクション ⇒ はい

審議会等における女性委員の登用状況については毎年度調査を行うとともに、任期満了に伴う新たな委員の選出に当たっては、推薦団体との調整等により、女性の登用に配慮するよう指示をしているところです。

また、職員については、新座市特定事業主行動計画において職員の子育てや女性の活躍を推進し、本市の女性管理職の登用率は県内の自治体において高い水準となっているところです。引き続き、女性が自ら意欲を持って管理的立場で活躍できる環境づくりを進めてまいります。

・防災計画等への反映のしくみ

東日本大震災や熊本地震等の大規模な災害時において、長期化する避難所等での生活の中で、女性と男性のニーズの違いなどに配慮がされないといった課題が浮彫りになったことは承知しております。

国においても防災に関する施策や方針の決定における女性の参画を拡大するよう見解を示しております。私としても女性は地域防災の主體的な担い手であると強く認識しており、防災に女性の視点を入れていく必要性を強く感じておりますので、引き続き、防災会議を始め、様々な意思決定過程への女性の参画を積極的に進めてまいりたいと考えております。

4 男女共同参画推進プラザ（「ほっとぷらざ」）の活性化について ⇒ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、男女共同参画推進プラザ内の情報交流コーナーの利用を中止するとともに、令和2年度の男女共同参画週間イベント「男女共生フォーラム2020」プラザまつりについても中止したところです。

今後についても、新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しつつ、予算の状況等を鑑みながら、検討してまいります。

5 「女性困りごと相談」の充実について

女性困りごと相談室では、現在2名の相談員が勤務し、週に4日開室することで市民の皆様からの相談に対応しているところであり、令和元年度の女性困りごと相談室における相談件数は504件でした。主な相談は、夫婦・恋人に関する相談や生活に関する相談、家族・親族に関する相談となっており、相談員には十分に対応していただいていると考えております。

また、研修についても、機会をとらえ、県主催の研修会等に参加いただいております。

6 「配偶者暴力相談支援センター」の設置について

配偶者暴力相談支援センターの設置の重要性につきましては、理解しているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後の財政の見通しが不透明であることを勘案すると、運営に係る経費及び職員の確保は大きな課題であり、現段階では配偶者暴力相談支援センターを設置することは困難であると考えております。

今後も引き続き、財政状況も勘案しつつ検討してまいります。

7 新座市の学校・保育所・幼稚園等におけるジェンダー平等教育について

近年、性的少数者を取り巻く環境は変化しているところであり、国が「ニッポン一億総活躍プラン」において、「性的志向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。」と明記するなど、地方自治体においても啓発等の取組が必要となっています。

子どもたちに対しても、人権教育を進めていくことは大切であると考えております。

8 パートナーシップ制度導入について

同性パートナー等がお互いをパートナーとして証明する「同性パートナーシップ証明」について、一部の自治体で制度の導入が進められていることは認識しております。

「パートナーシップ制度」の導入につきましては、朝霞四市等の圏域での実施がより効果が高まると想定されるため、先進自治体の導入状況、課題等を注視しつつ、近隣市との連携も視野に入れて、今後調査、研究を進めてまいります。また、埼玉県及び他の市町村等と連携し、情報共有を図ってまいります。